北海道函館市桔梗町
四四〇番一八　一号及び四号
四四〇番九二　二号
四四〇番九一　三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号と六号を結んだ線、標柱六号と七号を平成二十二年国土交通省告示第三百三十三号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱五号と七号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道函館市桔梗町
四五三番五　五号から七号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
タネトンナイ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和五十三年建設省告示第千百八十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道利尻郡利尻町沓形
字富野　一番四地先河川敷　一号
一番一　二号から八号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱九号と二十三号を昭和五十三年建設省告示第千百八十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道利尻郡利尻町沓形
字富野　三三番地先河川敷　九号
三四番地先河川敷　十号及び十一号
五一番地先河川敷　十二号及び十三号
五〇番　十四号
四八番地先河川敷　十五号
七五番　十六号
七二番地先国有地　十七号
五一番　十八号
五二番地先河川敷　十九号
五四番地先国有地　二十号及び二十一号
三三番　二十二号
三二番　二十三号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱二十四号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と二十七号を昭和五十三年建設省告示第千百八十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道利尻郡利尻町沓形
字富野　三〇番一　二十四号
五七番　二十五号及び二十六号
七番一　二十七号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ペンケオタソイ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十八年建設省告示第千三十五号で指定した同号三五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡新得町
字新得西十線　一三番二　一号及び三号
一三番三　二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号と五号を結んだ線並びに標柱四号と五号を昭和四十八年建設省告示第千三十五号で指定した同号三五及び昭和五十年建設省告示第二十四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡新得町
字新得西十線　一三番二　四号
一三番一　五号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
刺牛二号川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、平成二十五年国土交通省告示第二百三十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道白糠郡白糠町刺牛三丁目
四番三　一号
四番四　二号
四番五　三号
四番八　四号及び五号
四番一二　六号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十八号までを順次結んだ線及び標柱七号と十八号を平成二十五年国土交通省告示第二百三十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道白糠郡白糠町刺牛
一三五番二　七号から十一号まで及び十五号から十八号まで
一三五番一　十二号から十四号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下刺牛沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成二十五年国土交通省告示第二百三十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道白糠郡白糠町刺牛一丁目
二番一　一号
北海道白糠郡白糠町岬三丁目
二番五七　二号
二番五三　三号
二番五八　四号及び九号
二番四　五号
二番六地先河川敷　六号及び七号
二番六　八号
二番五二　十号
北海道白糠郡白糠町刺牛
一三五番一　十一号

○国土交通省告示第百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年二月十四日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
シブラ谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十二年内務省告示第四百五十五号で指定した土地の区域及び平成十八年国土交通省告示第八百七十三号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
京都府福知山市字上佐々木
小字シブラ谷　一二番六
一四番一
一四番内の一
一五番一
一八番
一八番一から一八番四まで
一八番六から一八番九まで
一八番四の一
一九番
一九番一から一九番五まで
一九番四の一
四一七番
四一七番一
四一八番一及び四一八番二
四二一番から四二三番まで
四二一番一
四二二番一
四二三番一及び四一三番二
四一三番四
四一四番一及び四一四番二
四一五番一
四一六番
四一六番一及び四一六番二
四一九番及び四二〇番

○国土交通省告示第百三十一号

漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画（昭和五十八年建設省告示第四百十一号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。
平成二十六年二月十四日
国土交通大臣　太田　昭宏
標題を次のように改める。
漢那ダム及び金武ダムの建設に関する基本計画
本文中「億首ダム」を「金武ダム」に改める。